

第三者評価結果

事業所名：もみじ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は児童憲章や児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。法人の保育理念や運営方針、保育目標に基づいて、法人内の主任が年度末に数回打ち合わせ、全体的な計画に直して作成しています。計画作成には、職員が把握した子どもの発達過程や家庭の状況なども考慮しています。作成した全体的な計画を園長が承認し、職員会議で確認して周知しています。全体的な計画の作成は、年度ごとに評価を行い、次の作成に反映する手順を決めて実施しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>生活にふさわしい場として、室内の温度、湿度、換気、採光など子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しています。園の環境構成図により管理し、保育日誌の温湿度記録欄に状態を記録しています。設備・用具を安全点検表、環境整備表により点検し、環境の不備があれば報告しています。設備の経年劣化による修繕が必要なところ、清掃が行き届かないところが課題となっています。午睡用の布団を定期的にクリーニングに出していますが、午睡マットの衛生管理について課題があります。園の環境構成図をもとに、家具や遊具の素材・配置等の工夫をし、また、食事や睡眠のための生活空間に配慮して、子どもが心地よく過ごせるようにしています。トイレは車いすでも入れるように改修をしていますが、施設の老朽に伴う、手洗い場やトイレ等の明るさや衛生管理についての改善が課題となっています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの状態に応じた保育を行うために、担当児制を取っています。乳児クラスは3人を担当し、幼児クラスが大人数になった際は2クラスに分け、子どもの状態を把握しています。職員は一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように対応しています。自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちも汲み取るように努めています。個別に指導計画(乳児)や児童記録を作成し、子どもの気持ちに沿って対応しています。担任同士気付いたことがあれば記録や口頭で伝えたりして、子どもに分かりやすい言葉遣いやおだやかな話し方に配慮しています。定期的に保育の反省と評価をすることで担当児について理解を深め、せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにし、適切な保育ができるようにしています。児童票や個別支援計画、個人面談、連絡帳などを使い、担当児制で特定の保育者が関わることで、一人ひとりの子どもに応じた保育を行うことができます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>年齢別基本的生活習慣表や児童票などにより保護者と共有し、一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な生活習慣を身につけられるよう配慮しています。基本的生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行い、職員は強制することなく子どもの主体性を尊重しています。一対一に関わることにより、トイレトレーニングも子どもの顔つきなどを見て効果的に行えています。目標に満たない時でもどうしたらよいかを考え、子どもの成長・発達に合った計画を立て直しています。一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫しています。定期的に振り返り、職員間での共通認識により、基本的生活習慣を身につけることの大切さについて、子ども自身が理解できるように働きかけています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができるように、園内に畑を設け、子どもが野菜や植物を育てる環境を整備しています。子どもが自発性を発揮できるよう、週案、月案等で主体的に活動できる活動や環境を計画して援助しています。近隣の自然豊かな公園や、園庭などで遊びの中で進んで身体を動かしたり、生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助しています。幼児は当番を設けて、子どもたちが友だちと協同して活動しています。新型コロナウイルスの影響で外部との関りが希薄になっていますが、園外での散歩などを通じて、社会的ルールや態度を身につけています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 担当児制により0歳児が、安心して愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮しています。0歳児クラスには一人一台のベッドを用意して、安心・安全に過ごせる環境を整備しています。クラスにはマットを敷き、長時間過ごすことに適した生活と遊び、及び環境への工夫を行っています。担当制なので一人ひとりと密に関わることができ、職員は子どもの表情を気にかけ、子どもへの応答的な関わりをしています。0歳児の発達過程に応じて、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮を行い、必要な保育を行っています。家庭との連携を密にし、子どもに合わせた慣れ保育を実施して家庭と継続した生活と遊びに配慮しています。連絡帳で1日ごとの子どもの様子を保護者と共有し、必要に応じて面談で情報交換と信頼関係を築いています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 担当の保育者が子どもの育ちを受けとめ、適切な関わりをもって一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しています。探索活動が十分に行えるような屋外活動や遊具等の設置などの環境を整え、子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるようにしています。歩行ができる乳児はバギーを使わず、手をつないで集中して歩ける程度の距離で散歩先を決めています。職員が関わることにより、友だちとの関りを広められ、子どもの自我の育ちにつなげています。コロナ禍で保護者と情報共有する場が少ない中、参観や個人面談、懇談会の機会を増やし、子どもの育ちの共有が出来るように、家庭と連携した取組を行っています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 月案、年間指導計画により、適切な保育の内容や方法を実践して振り返り、次の課題としています。3歳児の保育では集団の中で安定しながら連続性のある保育を展開しています。遊びを中心とした興味関心のある活動に自分で理解して取り組めるように職員は配慮しています。4歳児の保育では、ルールのある遊びを取り入れて、集団の中で自分の力を発揮しながら、自分たちでもルールを作り、職員が適切に関わって友だちと共に楽しみながら遊べてます。5歳児は、一人ひとりの子どもの個性が活かされ、一つのことをやり遂げるような環境を整えています。3、4、5歳児のクラスでは毎日朝の会を行い、カードなどを使ってその日の活動を確認するなど、子どもが見通しを持てるよう配慮しています。遊びなどの切り替わりには音楽を流し、自分で判断して後片付けなどが出来るようにしています。子どもの育ちや日々の保育の様子や行事の状況を速報(写真での掲示)により、保護者に情報提供する工夫をしています。子どもたちの様子を保護者だけでなく地域、就学先の小学校等にも伝えるよう配慮しています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 車いすで利用できるようにトイレを整備していますが、障害に応じた建物・設備などの環境整備を課題と考えています。障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成しています。指導計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っており、必要な時は医療機関や専門機関から相談や助言を受けています。園長は療育センターの運営委員も担当しており、保護者の療育センターへの理解に努めています。保護者と連携し、タイミングを計り、保護者と打ち合わせを行っています。主任は研修講師として、職員に障害のある子どもの保育について必要な知識や情報を伝えています。保護者には障害のある子どもの保育について情報を伝え、障害のある子どもを継続的に受け入れており、行政から信頼を得ています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1日の生活を見通してその連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組を行っています。それぞれの子どもの保育時間を考慮し、その日の気温や天候も踏まえて活動内容や時間等に配慮しています。子ども個々の状況に応じておだやかに過ごせるよう、活動と休息のバランスに配慮し、臨機応変に保育を進めています。子どもの在園時間や夕食などの生活リズムを考えて、食事・おやつ等を提供しています。子どもの状況について職員間の引き継ぎを適切に行っています。延長保育は合同保育となり、好きなことが出来るように配慮し、年齢の異なる子どもと一緒に過ごして交流しています。気分が乗らなかつたり、生活リズムが乱れている子どもには個別に対応しています。子どもの表情から不安を感じているような場合は安心できるように工夫・配慮をしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 就学に向けて小学校と交流し、見通しをもって安心して小学校生活を送れるように計画しています。小学校での活動を日頃の保育の中に取り入れています。机の配置を小学校のようにし、上履きを使用しています。また、子どもの呼び方を「～ちゃん」から「～さん」に変更しています。コロナ禍で交流が難しいため、小学校から送付されたDVDの映像を子どもたちに見せることで、小学校の様子を知る機会となっています。運動会を小学校の校庭を借りて実施し、保護者も情報を得る機会となっています。小学1年生の研究事業に園から職員が参加して、保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行い、就学に向けて小学校と連携しています。小学校の先生と6月頃から確認を行っており、10数校の先生の園見学を受け入れています。園長の責任のもとに関係する職員が保育所児童保育要録を作成しています。小学校の養護クラスの先生に園に来て貰い、研修を受けています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの健康管理に関する感染症や乳幼児突然死症候群(SIDS)などのマニュアルを整備し、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。子どもの体調悪化・怪我などを保護者に伝えるとともに、事後の確認をしています。子どもの受け入れ時や連絡帳等で子どもの体調を保護者と共有し、職員間ではその日の子どもの体調を周知し、記録に残しています。既往症など、保護者から子どもの健康情報が得られるように努めています。保護者から医師発行の投薬依頼書を提出してもらい、必要な投薬に対応しています。保護者に対し、「ほけんだより」内で、子どもの健康に関する方針や取組を伝えています。年度始めの職員会議では必ずSIDSを取り上げて、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知しています。保護者に対しSIDSに関する必要な情報提供をしています。SIDSを防ぐため、午睡時は仰向けに寝かせ、5分間隔で確認しています。確認状況は確認表に記載して管理しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 6月と11月にそれぞれ内科健診と歯科健診を行っています。歯磨き指導や聴覚検査も行っています。健康診断・歯科健診の結果を記録して関係職員に周知し、子どもに分かり易く伝え、保護者にも個別に伝えています。健康診断・歯科健診の前には、子どもが不安なく受診できるよう担当保育士と健診ごっこをしたり、紙芝居等を見たりして、安心して健診を受けられるようにしています。事前に保護者から子どもの発達に関して相談事を受けた場合は、健診時に嘱託医に尋ね、保護者と子どもの発達状況を共有しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに従って対応しています。アレルギー疾患のある子どもには医師からの指導表を提出してもらい、保護者と密に連携を取りながら食事内容の決定等を行っています。除去食対応児には、生活管理指導表や除去食対応児個別献立表をもとに個別の献立表を作成し、献立内容を複数人で確認し、配膳時間をずらし、食器を区別するなど細心の注意を払っています。おかわりをする場合の種類を限定して、誤食のないようにしています。慢性疾患等のある子どもに対しては、医師の指示のもと、保護者と連携をとり、子どもの状況に応じた対応を行っています。食事の提供等において、他の子どもたちとの相違について説明しています。文化の違いによる食事の提供にも配慮し、過去には食材を遠方まで買い求めに行っていたなど可能な限り対応しています。アレルギー疾患、慢性疾患等について職員会議などで必要な知識・情報を得て学んでいます。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食事を通して豊かな経験ができるよう、季節の食材を採り入れたり、行事の時には由来や伝統を説明しています。様々な食材の献立を立て、子どもが食べられるものが少しでも多くなるよう工夫しています。無理強いせず促すようにしています。担当児制で食事介助をすることで、好き嫌いや食べる量を把握しています。離乳食児には、一人ひとりの発達状況により、保護者と連携して個別に進めています。また、子どもの状況により担当保育士がその子に合った食材の大きさに調節して、咀嚼や嚥下を安全に行えるようにしています。朝の会で絵やカードを使って食事を紹介しています。楽しい雰囲気の中で落ち着いて食事を楽しめるようにしています。子どもの成長・発達に合わせた食具を選定しています。園内にある畑で野菜を栽培し収穫をして食に興味・関心をもつ機会を設けています。子どもの食育等に関して、園長は一般情報誌のコラム欄で紹介し、保護者にも知らせています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできるように、栄養士が献立予定表や離乳食表を作成し、食事の状況を見回り、改善等を行っています。委託の食事提供のため、献立が周期的に固定化しないように、担当者と細かく打ち合わせをしています。園長等が毎日必ず検食し、塩分濃度は測定器を使って確認し、検食簿に記載しています。食材は産地を確認して入手しています。クリスマスなどでは行事食で楽しみ、遠足やお泊り会ではお弁当を作り、外で楽しく食べる機会も作っています。食事をおいしく食べられるように保温機器を整備しています。残食状況を調べ、調理員・栄養士等が、子どもの食事の様子を見回り、子どもたちの話を聞いています。調理室の入出制限を行うなど、マニュアルに沿って衛生管理を行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行い、家庭の状況など内容を記録しています。乳児の連絡帳では食事・排泄・睡眠・体調等を記載して、細かく丁寧な情報交換を行っています。連絡帳がない幼児クラスは、専用ボードを使い、日々の様子を記録・掲示することで保護者に周知しています。子どもの引き渡しを保育室の前で行うことで、園の状況を見てもらっています。様々な機会を活用して、園長だけでなく園長代理や主任などと相談できるようにしています。お迎えの際に一人ひとりの保護者と十分な時間を取ることが難しい中でも、可能な限りコミュニケーションを図り、保護者と子どもの成長を共有できるよう情報交換しています。保育の状況を写真などで知らせていますが、保護者からは情報提供が十分でないとの意見もあり、保護者の理解を得る機会を設けることが課題となっています。担任が保護者と面談を行い、子どもについての情報交換しています。独自に個人面談の記録用紙を作成し、子どもの状況や家庭の状況を記録に残しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年1回、個人面談を行い、相談等に応じる体制があります。その他にも保護者からの要望などに応じて随時相談できる機会を設けています。相談内容を個人面談記録や連絡帳に記録しています。相談内容によって、担任から主任へ、主任から園長へと連携を取り、助言や支援を行っています。日々のコミュニケーションにより、保護者の個々の事情や要望に沿った配慮を行い、保護者と信頼関係を築くようにしています。長年の保育所運営で得たネットワークや園長などの組織体制で保護者の支援を行っています。保護者懇談会ではグループ別で話し合う機会も設定して、保護者が安心して子育てができるように支援しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、保護者や子どもの些細な変化を感じ取れる体制を作っています。子どもの変化に気付いた際には担任間や主任等と情報共有し、虐待のケースにいち早く気付けるようにしています。8:45までに登園しない場合には保護者に連絡を入れて確認しています。子どもの受け入れ時には、子どもの状態に注意し、特に体の見えづらい位置にも注意しています。午睡時の着替えの際にも注意して観察し、疑いがあれば写真をとり、必要があると判断すれば園長が児童相談所などに連絡するようにしています。“いつもと違う”を察知できるよう、普段から担当保育士・担任が子どもの心身の状態、家庭での養育の状況についての把握に努めています。虐待発見のためのマニュアルを保護者にも渡し、予防的な保護者への啓発となっています。園内では虐待についてのチェックリストで自らチェックし、マニュアルに基づく職員研修を行い、グループワークでお互いの気づきを話し合っています。複数の管理職は勤務時間帯を変更して、園内での状況を確認しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>職員は職員会議で自己を振り返る自己評価とそれに対して他の人が評価する他己評価を行っています。記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の自己評価を行っています。自己評価では自らの保育を主観的・客観的に見て、その際に子どもの育ちや意欲などに配慮しているかどうかを大切な点として振り返りを行っています。園では前期には子どもの心身の育ちを評価表に記録し、後期には自己評価として職員自身の振り返りを行っています。他己評価は園長による面談で、良い点を伸ばす視点で行っています。職員による保育士の自己評価を、職員会議で話し合い保育所全体の保育実践の自己評価につなげています。</p>	